

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ スtockオプション税制の拡充

Q : 平成14年度の改正では、Stockオプション税制が拡充されるそうですが、内容を教えてください。

A : 適格対象者の範囲が拡大されるとともに、権利行使価額の年間限度額が引き上げられます。

【解説】

昨年秋の商法改正を受け、今年4月から施行となるStockオプション制度は、名称が新株予約権制度と変更されるとともに、付与対象者の制限の撤廃などが行われています。この商法改正に伴い、税制適格Stockオプションについても要件の見直しが図られています。

現行の税制適格Stockオプションでは、権利（新株予約権）の付与対象者を自社の取締役と使用人に限定していますが、改正商法では、株主総会の付与決議があれば社外の者にも付与することができることとされています。これに伴い、税制適格要件を満たす付与対象者に、付与決議のあった会社が50%超の株式を直接又は間接に保有する関係にある法人の取締役又は使用人である個人が加えられることになりました。

また、年間の権利行使に係る非課税限度額が、現行の1000万円から1200万円に引き上げられます。この限度額の引上げについては、限度額1000万円の既契約であっても、今年9月30日までの間であれば契約変更により1200万円を限度額にすることができる経過措置が設けられています。

